時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

時事新報

第二千八百二十四號
明治廿三年十月卅一日　金曜日
舊暦庚寅九月十八日　(乙、酉)
日出午前六時三分　日入午後四時四十六分
月出午後七時零九分　月入午前九時零七分
滿潮午前七時零七分　午後七時二十五分
(西暦一千八百九十年)

劇評募集の廣告

歌舞伎座の芝居も愈々開場のよしに付き時事新報は例に依り廣く劇評を世の好劇家に募り粹中の粹を得て之に挿繪を加へ紙上に掲載する筈なれば左の約束に從ひ續々投寄あらん事を乞ふ

一評は一幕にても總幕にても幕數は評者の隨意に任す紙上に登載したるものには一幕に付き時事新報一個月分を呈す

一投稿の期は開場初日より一週間内とす

十月　　時事新報社

時事新報

紳商の性質

立國の主義を御商と定めて之を實際に行はんとせば官尊民卑を除かざる可らず官尊民卑を除かんとせば官邊の人が時勢を悟り自家の威權を犠牲にして先づ商賣人を重んじ隨て其事を重からしめて世上の榮譽も之れに歸し有爲の人才も之れに集り人と事との品位を高めて御商の本色を現はさしめざる可らざれども彼の官邊の人の如き内々官尊民卑を利して其威福を弄び虚榮を衒はんとする者にして兼ねて恩顧の商人輩が鞠躬如として鼻息を窺ひ又轎座を掃はんとすれば之れを窺ひ之を掃ふ者が一方に不愉快を忍ぶ程、一方は其愉快を感じて俗吏畢生の大得意は殆んど此邊に存する程の次第なれば官邊の人が謙退して自から其虚勢を去り官尊民卑を除くの日は未來永遠殆んど見る可らざるものならん左れば我日本國にて實地商人の品格を高め商賣の事に重きを置きて所謂御商立國の功を擧げしめんとせば商人中に有志者を生じ此有志家が奮起して目的を一にし運動を共にし商業上の實權を握りて獨立に商業社會なるものを成し職に此社會を守りて他社會人の容喙を許さゞる程の覺悟なかる可らず即ち官尊民卑を破りて商人の品格を高むるには漫に他力を恃まずして自力に依頼するの外なしと雖ども扨て我商人社會にて斯る自助力を振起して社會に重きを置く可きもの果して如何なる商人なるか代々の老舗伊勢屋何右衛門など稱し古風商人の舊法を守りて身に新教育を受けず戸外公共の事を視て始めより其利害を知らず、知らざるが故に無頓着にして力を致すの念ある者は固より共に論ずるに足らずならば近來世上に出でゝ往々商賣の新局に當り時に紳商杯呼ばるゝ輩は如何と云ふに此輩の中には活潑有爲のものも多く公共の事も共に語りて全く解せざるに非ざれども其風儀上に於て紛あらざるものあるが如し何か一利を求めんとすれば先づ官邊の壁に緣闪し權貴と云ひ特約と云ひ甚だしきは御懇意と云ひ尚ほ甚だしきは内々權家の話を聞き先きに辨以りて投機を試みんとすれば或は小資本を以て不相應なる大商業を營み一時の[illegible]して[illegible]する者もあり[illegible]商會を稱するも其實地商業上の見込は何[illegible]の約束あり又は何[illegible]甚だし即ち商法[illegible]に[illegible]ある[illegible]が爲め他の健全なる商業をも嚙み倒して其獨立を妨ぐるの情實なきを得ず凡そ此種の商人が世上に紳商の名を博して商業の要路に立つ間は益々商人の品格を下して官人の威權は益々伸び官尊民卑を一掃するなどゝは思ひも寄らぬ事なる可し然るに爰に或人の說を聞くに近來我日本國は政治上の變化頻繁にして之に關係する商賣以下萬般の事情を變化するもの多く例へば從來紳商輩が特約と云ひ保護と云ひ政府に求むる所あれば先づ當局者を厚遇して其甘心を得ることを勉め深く要求の主趣を說明するの必要もなかりしかば無學無識の素町人が一朝偶然の緣故に由り紳商など稱せられたる者も少なからずと雖も近々國會開設して商政上の金錢の如き殊に其評議を經べきに就ては所謂紳商輩中にて保護特約などを請ふ者は政府の當局者に說くと同時に國會議員にも近附きて論議を上下せざる可らず斯くて多くの政治家に接し士君子の間に出入して事理を辨析說明するには一通りの經濟論を心得、實業大體の智見を具へざる可らざるが故に酒色を挾んで人に接し幇間を學んで歡を迎へんとする流儀の者は次第々々に跡を收めて所謂紳商の性質に違からず一變更を生ずべし云々と云ふ蓋し人文進步すれば社會は一種の透明體と爲り縱橫表裏に見通して政治家の私に欠點あれば反對黨派に彈劾せられ御用商人に密曲あれば忽ち傍觀者の指斥を蒙り威福を恣にせんとする者も又之れを假て自から利せんとする者も自然に世間の制裁に迫られ、或は緻密ある法律に迫られ、或は精巧なる仕組に迫られ、一般人の明密なるが爲め周圍の事情に迫られ止むを得ずして自から其擅橫を愼み、其卑屈を愧ぢ、官吏紳商私に相對して私に事を談じ私に奇利を利するが如きは過去の夢に屬して之を再ひす可らず、官人既に私恩を賣るの道なければ從來之を吸收して紳商風の羽翼を張り高きに據りて放吟したる者も露に濁する寒蟬の秋風蕭瑟を感ずると一般、時勢を悟て漸く其影を斂むるに至る可し自然の勢なるが如くなれども此事實果して實際に行はれ頓よ卑屈紳商を一掃して日本に眞成の獨立商を出し官邊に觸ず虚榮に眩せず自から其品格を高尚にして商賣の事に重きを置き自助力を以て御商立國の實を擧ぐるを得べきや如何、是れ我輩が世人と共に敢て講究せんと欲する所なり

(以下次號)

雜報

○歐洲列國の和戰如何　現今歐洲列國の形勢は二三年前の如く甚しく殺氣を帶びずと雖も未だ平和の眞相を呈するには至らず一方には歐洲中央の同盟なるものありて獨、墺、伊の三强國は互に同盟し以て他國の襲擊に備へ又一方には佛國も露國も盛に軍備を擴張して乘ずべき新機會の來るを待つものゝ如く何れの國か先づ事を起さば延ひて歐洲の大亂となり其戰、測る可からざるのみならず今日の如く列國互に競ふて軍備を擴張すれば[illegible]は[illegible]へ軍事起らざるも[illegible]工業に[illegible]と一方ならざるが故に[illegible]望まざるもの無し近頃獨逸帝が露帝を訪問せし時には平和を確むべき約束をなすならんと期望せし者も多かりしと雖も兩帝の會合は單に儀式上の會合に過ぎざりしが如し今英國エコノミスト雜誌が兩帝の會合を評し歐洲の和戰を論じたる大要に曰く露國皇帝は平和及び戰爭の鍵を全く一手に握り自分には平和を贊成するの傾あり蓋し歐洲中原の同盟國が他よりの抵抗に逢はざれば戰を布告せざる事、同盟國が斯る危險を冒すも一も得る所なき事及同盟國が自國の臣民より促されざる事は確かなり又一方に於て佛國は歐洲に於ける自國の位置に就て不平を抱き且つ他國の爲に奪はれたる領地を回復せんと欲するの念、切あれ共同盟者を得るに非ずんば動かざる事及び今日得らるべき唯一の同盟者は露國なる事も亦確かなるが故に露帝は合圖を與へ得る唯一の君主なり今や露軍の一部は西方に向て運動し攻守兩樣の準備を整へて波蘭の境内に屯し輜重は整ひ聯隊は全力を出し大藏省は直に佛國人の喜んで應募する公債を募り且つ非常に其價を下落せしめずして紙幣を發行するの方便を有せり左れば露帝は干戈を動かすを得べし而して佛人の之に應ずるも確かなるが故に大戰を避くるの望あるべし然るに帝は自から戰爭を好まず之が爲に大に一身を勞せん事を恐る何んとなれば帝は常に政事を指揮するの全權を握らざる可からざるのみか自分及び自分の朝を危くするやも測られざる危險に注目せざるを得ざればなり斯る次第なるが故に獨帝が打解けて露帝の意見を叩かば露帝は終に平和を維持するのみならず其意を世界に示さんと決心せしならんと思はれしも故なきに非ず又露帝はバルガリヤ問題の處分又は自由にアルメニヤに干渉する事に付自分の意を滿足せしむべき要求をなすならん而して是等の讓與をなさば露帝は國境より軍勢を引上げ又たは五年間休戰の約束書に調印するならんと思はれしも是等の期望は獨帝の訪問に依て達するを得ざりき帝の訪問は儀式のみにして大切なる政事上の評議あかりしと云ふ露帝は今暫く歐洲の仲裁人たる地位を失ふを欲せず又自國の西境より軍兵を引上ぐるを好まず實に帝の機關新聞は曰く露國の距離は遠く共州郵準備費は多きが故に獨逸が國境より兵を引上げて露國を促がすも政府は直ちに之れを引上ぐる能はず露國の軍兵は一旦引上ぐるも數日にして其の位地を復するを得べしと雖も露國は之に反して共和佛の爲よ數多の時日を要さゞる可からずと此記事は獨逸人の信せざる所なれども事實眞に然り抑も露國の手を經て佛國に向ひて爲したる獨國の相談は種に拒まれ佛國政府は暗々裏に露國が尚は佛國との親睦を必要なりと考ふるみとを諦めしを以て獨逸帝は從前の形勢を一變するに至らずして出立したり乃ち獨、墺、伊三國の同盟は露佛兩國に對して存在し露國の大軍は國境に對して獨、墺の軍兵は之に注目し又露、墺兩國はバルカン半島に勢力を爭へり此は殊に諸國大藏大臣の失望する所なれども特に實を惹起す國の事に非ざるべし戰爭は遠く發せざれとも左ればとて益々近づきたりと云ふにあらず遠近最後の決定を延引せしめたる事情は[illegible]存在して勢力を減ぜず又戰爭中にある[illegible]戰爭の心配は來ぶ迄もる[illegible]と云ふに非ず過ぐ四年に[illegible]の原因起るは非ずんば[illegible]今日の平和は實[illegible]の[illegible]から[illegible]且[illegible]

つ工業上に[illegible]進なし而して[illegible]

○國民自由黨[illegible]社、佐賀の[illegible]主義にして有力[illegible]も少なく又實際[illegible]るまで合して一[illegible]や立憲自由黨及[illegible]合同を促すの[illegible]門、佐々友房、[illegible]共に謀て大政黨[illegible]に關西地方に於[illegible]國に於ては石川[illegible]七司等の諸氏が[illegible]も投合せんとす[illegible]多少思想の同じ[illegible]る黨名に對し五[illegible]も自由主義の人[illegible]りと稱し又國權[illegible]を意味するの[illegible]れども尚は相互[illegible]去れ共此等の小[illegible]あれば若し孰れ[illegible]たる小事を捨て[illegible]るゝにも至るべ[illegible]ば右新政黨の下[illegible]助等の諸氏も加[illegible]と承ふと雖も是[illegible]諸氏と親密なる[illegible]てはなきや若し[illegible]時して一大勢力[illegible]も容易に公然と[illegible]見えず去り乍ら[illegible]にあらざれば[illegible]に至らんには[illegible]馳せ加らずとも[illegible]せざるも或は有[illegible]ともあるならん[illegible]るに至るべき[illegible]ざるべしと云へ[illegible]

○郵便物に係る[illegible]物の數は頗る[illegible]十二年度に至る[illegible]費の割合は次第[illegible]個の取扱費用[illegible]りては僅に五厘[illegible]頃遞信省に於て[illegible]統計表なり

年度	郵便物の[illegible]
十五	[illegible]
十六	[illegible]
十七	[illegible]
十八	[illegible]
十九	[illegible]
二十	[illegible]
廿一	[illegible]
廿二	[illegible]
合計	[illegible]

右の表に據れば[illegible]よても[illegible]